

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正等に関する 意見募集の結果

(審議会への必要的諮問事項以外に係るもの)

意見募集期間: 令和7年1月30日(木)から令和7年2月28日(金)まで

提出された御意見の件数: 2件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

No.	意見提出者
1	一般社団法人電気通信事業者協会
2	トヨタ自動車株式会社

事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正案に対して寄せられた意見 及びこれに対する考え方

意見 No.	提出された意見	意見に対する考え方	修正の 有無
平成 25 年総務省告示第 147 号の一部を改正する告示案及びインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める告示案に対する意見			
1	事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正等の内容について賛同いたします。 なお、端末設備等規則 第三十二条の二十四の二 第四については、非常時事業者間ローミング発動時における緊急通報発信の根本に掛かる部分かと存じます。 告示案では、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信する機能が規定されておりますが、基地局の停波状況等によっては、利用者が救済網を手動選択する必要もあるため、当該選択の操作があった場合にも確実に緊急通報の発信が実現できるよう告示やガイドライン等により機能を明確化していくことが必要と存じます。 また NB-IoT, LTE-M 等は一部答申内に記載されている通り、非常時ローミングの提供範囲外としていたかと存じます。端末設備等規則に関する改正の中で、当該内容の明示をいただけますと幸いです。	賛同の御意見として承ります。 御意見をいただいた機能については、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める告示案の第4において規定されており、利用者が手動選択を行った場合において、救済網を利用した緊急通報の発信が実現することを求めている規定であると考えておりますが、必要に応じて、ガイドライン等により明確化をしていくべきものと考えます。 NB-IoT 及び LTE-M については、御意見のとおり、これらに係る端末機器は、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用しないこととすべきであることから、平成 23 年総務省告示第 87 号の一部改正案及び平成 25 年総務省告示第	有

	【一般社団法人電気通信事業者協会】	147号の一部改正案を修正いたします。 具体的には、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の6の9に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備のうち、NB-IoT及びLTE-Mに該当する無線設備を使用する端末設備について、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用しないことといたします。	
平成25年総務省告示第147号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件)の一部を改正する告示案に対する意見			
2	今回の「端末設備等規則及び関係告示の改正」において、端末設備が具備すべき機能が明確に提示されることで、今後の車載用通信機の開発計画への要件織り込み、品質確保に向けた評価を計画的に進められるようになることから、その改正趣旨に賛同いたします。 ただし、車載用通信機に関しては、「特に認められた端末」として、経過措置2年間の適用除外の適用が妥当と考えております。 その背景として、車載用通信機は、インターネットプロトコル移動電話端末に該当し、令和7年10月1日施行日)からの適用になると考えております。 しかしながら、車載用通信機の開発には、開発着手から販売基準に達する試験完了までに約3年の期間が必要で、その為、既に開発に着手した車載用通信機に本制度を	賛同の御意見として承ります。 ただし書の部分については、平成25年総務省告示第147号の一部を改正する告示案の五で、令和9年9月30日までに「技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認めるインターネットプロトコル移動電話端末等」として認められたものについて、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用しないこととしており、当該規定に基づく申請があった場合には、御意見にて記載いただいた事由を含め、車載用通信機に係る事情を勘案して判断することとなります。	有

適用する場合でも、その期限を満たすことが不可能となります。 我々としても、制度設備への対応は早期実施が望ましいと考えておりますが、車載用通信機の信頼性を担保するための期間を確保する必要性から、本提案をさせていただきます。経過措置(2年間の適用除外)を適用することが、より安全で信頼性の高い製品を市場に提供することにつながりますので、ご検討いただきたく、お願いいたします。 なお本件については、2024年11月18日に提出した「情報通信審議会 情報通信技術分科会情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会 報告(案)」についての意見募集で、同様の意見を表明しておりますので、ご参照いただけますと幸いです。 また上記に加えて、「海外販売車種で搭載する車載用通信機」は、本制度の適用は恒久的に除外いただきたいと考えます。 弊社の開発を例にとると、海外販売車種で搭載する車載用通信機の開発・評価、また開発評価後に海外販売車種への組み込みを日本国内で実施する場合があります。またその開発・評価・車両組み込みを行う期間は、技術基準適合認定未取得機器を用いた実験等の特例制度の最長期間180日間を超えるため、必要となる国内認証を取得しています。	また、御意見のとおり、日本国内で利用しない製品であって、開発・評価する場合にのみインターネットプロトコル移動電話端末用設備に接続するものについては、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用する必要性は乏しいと考えられます。そのため、非常時事業者間ローミングの対象外とするインターネットプロトコル移動電話端末等に「専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等(専ら本邦外において使用するものに限る。)」を追加いたします。	
--	--	--

	ただし、本制度の趣旨を踏まえると、日本国内で利用しない製品であれば、日本で開発・評価する場合であっても、その制度適応は不要と考えるのが妥当だと判断します。 出荷地に応じて対応する機能開発・評価を最適化することは、良品廉価な製品の提供、製品の競争性確保につながりますので、恒久的な除外対象としてご検討いただきたく、お願いいたします。 【トヨタ自動車株式会社】	
--	---	--